

事前評価調書

I 事業概要																																																																													
事業名	道路事業（道路改良事業）																																																																												
地区名	一般県道 <small>やはしなかしたら</small> 八橋中設楽線																																																																												
事業箇所	北設楽郡東栄町大字振草 <small>きたしたたら とうえい ふりくさ</small> 地内																																																																												
事業のあらまし	<p>一般県道八橋中設楽線は、北設楽郡設楽町から東栄町に至る延長 8.3km の路線であり、一般国道 151 号と東栄町内の集落を接続し、三河山間地域の暮らしを支える重要な路線である。</p> <p>当該事業区間は、東栄町大字振草<small>きたしたたら とうえい ふりくさ</small>地内に位置し、幅員が狭隘で線形不良でありながら、路線バスのルートになっており、車両のすれ違いが困難であるため、山間地域における拠点間の移動や、日常生活の移動の妨げとなっている。</p> <p>このため、「山間や離島などの暮らしを支える基盤整備」を主な目的として、一般県道八橋中設楽線の道路拡幅整備を実施するものである。</p>																																																																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山間や離島などの暮らしを支える基盤整備 <p>【副次目標】</p> <p>—</p>																																																																												
事業費	事業費	内訳																																																																											
	8.4 億円	■工事費 5.9 億円、■用補費 2.3 億円、■その 0.2 億円																																																																											
事業期間	採択予定年度	平成 30 年度	着工予定年度	平成 30 年度	完成予定年度	平成 42 年度																																																																							
事業内容	現道拡幅（延長：L=0.8km、車線数：1 車線、幅員：W=5.0~8.5m）																																																																												
II 評価																																																																													
①事業の必要性	1) 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 山間や離島などの暮らしを支える基盤整備 線形が不良なため見通しが悪く、隘路区間であり、車両のすれ違いが困難であることから、円滑な交通の確保が必要である。 																																																																											
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通の円滑化及び安全性の確保のため事業実施の必要性がある。 																																																																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>【事業計画】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th colspan="2"></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> <th>H37</th> <th>H38</th> <th>H39</th> <th>H40</th> <th>H41</th> <th>H42</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工 種 区 分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td colspan="3">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td colspan="10">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">2.8</td> <td colspan="5">5.6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	工 種 区 分	調査・設計	←→													用地補償	←→													工事			←→										事業費(億円)		2.8					5.6						
			H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42																																																														
	工 種 区 分	調査・設計	←→																																																																										
		用地補償	←→																																																																										
工事				←→																																																																									
事業費(億円)		2.8					5.6																																																																						
2) 地元の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> 地元自治体より早期整備の要望を受けている。 地元住民に対し事業説明会を開催し、合意形成を図っている。 																																																																												
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な事業環境が整っており、計画の実行性が確保されている。 																																																																											
III 対応方針（案）																																																																													
事業実施が妥当である	<p>事業実施が妥当である。：上記①～②の評価がすべて A 判定であるもの。</p> <p>事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>																																																																												

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

交通量（全車、大型車）、旅行速度、混雑度